

4 添付書類一覧及び書式例

頁数

添付書類一覧	39
決議録例（理事会、評議員会、理事選任機関）	41
就任承諾書、辞任届、履歴書	51
誓約書（役員等の欠格事由）	53
誓約書（校長の欠格事由）	57
事務担当者連絡票	58
〔参考資料〕 親族の範囲	59

添付書類一覧

届 出 添付書類	学 則 変 更 届	位 置 変 更 届	名 称 変 更 届	校 地 変 更 届	校 舎 変 更 届	校 長 変 更 届	寄 附 行 為 変 更 届	役 員 等 変 更 届	登 記 完 了 届
決 議 録 ☆1 (理) (評)	○ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ △	○ ○	○ ○	
権利関係書類 (契約書、登記簿謄本等)		○		○	○				
図 面		○		○	○				
収支予算書				○	○				
学 則	○	△	△						
寄附行為(新)							○		
寄附行為(現行)								○	
履歴書、就任承諾書						○		○	
誓約書						○			
教育職員免許状 ☆2						○			
辞任届 ☆3						○		○	
法人登記簿謄本								△ ☆4	○
学校教育法第9条各号に該 当しない者であることを誓約 する書面						○			
役員等が私立学校法に定め る資格に適合することを証す る書類 ☆5								○	
事務担当者連絡票	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△印は、場合によっては必要

☆1 評議員会の決議等を有する場合は、評議員会議事録を添付。

☆2 学校教育法施行規則第20条第2号、第21条又は第22条による場合は不要。

☆3 辞任の場合にのみ必要。死亡の場合は、死亡を法人として確認した書類を添付すること
(理事会議事録等で死亡した旨記載がある場合は不要)。

☆4 代表権のある理事を変更した場合は必要。

☆5 就任(重任)に係る役員等がいる場合に必要。役員等別に様式が異なる。

■議事録(決議録)について

1. 理事会

(1) 理事会議事録の作成

- 理事会議事録に記載しなければならない事項は、次のとおりです。
 1. 理事会が開催された日時及び場所（私立学校法施行規則第15条第3項第1号）
 - ☆ 当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合は、出席方法も記載。
(例) Web 会議形式で参加した場合は、その方法により出席したこと。
 2. 次のいずれかに該当するときは、その旨
 - ① 理事会招集を担当する理事（理事長又は理事会招集担当理事）以外の理事による請求に基づき、理事会が招集されたこと（同項第2号イ）
 - ② 前記①により請求したものの理事会招集通知が発せられなかった場合における、理事会招集を請求した理事により理事会が招集されたこと（同号ロ）
 - ③ 監事による請求に基づき、理事会が招集されたこと（同号ハ）
 - ④ 前記③により請求したものの理事会招集通知が発せられなかった場合における、監事により理事会が招集されたこと（同号ニ）
 3. 理事会の議事の経過の要領及びその結果（同項第3号）
 4. 決議を要する事項について「特別の利害関係を有する理事」があるときは、当該理事の氏名（同項第4号）
 5. 次に示す内容について理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - ① 競業及び利益相反取引に関する事項（同項第5号イ）
 - ② 監事の意見（同号ロ）
 - ③ 学校法人の業務若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあるときにおける、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関する監事からの報告（同号ハ）
 - ④ 補償契約に基づく補償した理事及び当該補償を受けた理事が行う、当該補償についての重要な事実に関する報告（同号ニ）
 6. 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称（同項第6号）
 7. 理事会議長の氏名（同項第7号）
- 理事会議事録は、書面又は電磁的記録（文書作成ソフト等を用いた電子ファイル）により作成する必要があります。また、寄附行為のうち「議事録」（理事会）の規定に基づき整えるとともに、理事会の日から10年間、事務所への備え置きが必要です。

<作成例（一部抜粋）>

（議事録）

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。（略））又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

※ 第2項について、議事録の署名担当者を定める場合は次のとおりとしている。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（略）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(2) 競業及び利益相反取引の制限

- 理事長や代表業務執行理事を含む全ての理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。また、取引をした理事は当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません（私立学校法第 40 条において準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条及び第 92 条）。

- 「競業」とは、理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となります。

※ 次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば、年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましいとされています。

＜「競業」の該当例＞

- ✓ 理事が他の学校法人の理事を兼ねて業務を行う場合
- ✓ 理事が他の学校法人の教員を兼ねて業務を行う場合
- ✓ 収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合 など

- 「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なものです。

➤ 「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うことになることから、議事録に賛否を明確に残しておく必要があります。

＜「利益相反取引」の該当例＞

- ✓ 学校法人の業務のために、理事が所有する不動産（土地、建物）を学校法人が賃貸借する場合
- ✓ 学校法人が所有する車両を理事に売却する場合
- ✓ 学校法人の業務のために、理事から資金を借り入れる場合（この借入に伴い、担保や利息が生じるとき）
- ✓ 学校法人が理事の債務保証又は債務引受を行う場合
- ✓ 学校法人の理事が他の企業・事務所等を経営する場合において、学校法人が当該企業・事務所等へ業務委託（事務委託）を行うこと、又は顧問契約を締結するとき
- ✓ 学校法人の理事が医療法人の理事長を兼ねる場合で、学校法人が園児・児童・生徒の健康診断を当該医療法人に委託するとき など

- 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができず（私立学校法第 42 条第 3 項）、議決や議事について、一時退席などにより当該理事の参加の制限が必要です。

➤ 「特別の利害関係を有する理事」とは、決議をしようとする議案に関して利害関係を有している理事をいいます。また、「特別の利害関係」とは、学校法人と理事との利害が反する事項をいいます（松坂浩史『逐条解説 改正私立学校法三訂版』（特定非営利活動法人学校経理研究会、2020 年）。

（参考）

私立学校法では、「特別の利害関係を有する理事」と類似した「特別利害関係」という用語がありますが、「特別利害関係」は、一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係といったものをいい、「特別の利害関係を有する理事」とは概念が異なる点に注意が必要です（私立学校法第 31 条第 6 項、私立学校法施行規則第 12 条）。

<FAQ>

Q1 理事が、他の学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか。理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

A1

理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。

このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q2 「競業」について、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合には、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するとの解釈でよいのか。議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

A2

そのような手続きを経ていただくということで差し支えありません。

なお、議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も全て記載するようにしてください。

Q3 利益相反取引に該当する場合、理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。

A3

理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については無効となりますが、第三者に対しては、その者の悪意を証明しなければ悪意を主張できない（相対的無効）ものと解されています。

なお、当該取引について、事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されています。

Q4 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるのか。

A4

理事会に諮るタイミングは、各学校法人の判断になりますが、

- ① 毎年の定例理事会、
 - ② 新しい理事が選任される場合、
 - ③ 任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、
 - ④ 他の職の契約更新・改定時
- などが、タイミングとして考えられます。

(3) 議事録記載例(理事の選任に関するものを除く。)

※ 以下の例に示す学校法人における仮定は、次のとおり。

- ✓ 評議員会を理事選任機関とすること。
- ✓ 理事長に甲山 乙男が、代表業務執行理事に丙山 甲雄が、業務執行理事に松原 天美が、それぞれ選定されていること。
- ✓ 理事会議事録の署名担当者を定めていること。
- ✓ 理事会と評議員会で評議員を選任すること。

理 事 会 議 事 録

1. 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分
2. 場 所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会議室
3. 理事定数 7 名
4. 出席者 6 名
 理事 甲山 乙男、丙山 甲雄、大阪 太郎、松原 天美
 堺 花子 (Teams による Web 会議システムにより出席)
 岸和田 次郎 (書面により決議に参加)

 監事 豊中 三郎、八尾 みなみ
 会計監査人 池田 四郎
 その他 事務局長 豊中 千里、住吉 五郎
5. 欠席者 1 名
 理事 東成 十郎
6. 議長 理事長 甲山 乙男
7. 決議に特別の利害関係を有する理事
 第 3 号議案 堺 花子
 第 4 号議案 丙山 甲雄
8. 議題
 (1) 決議事項
 第 1 号議案 令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件
 第 2 号議案 寄附行為変更の件
 第 3 号議案 理事 堺 花子の学校法人〇〇理事長への就任の件
 第 4 号議案 理事 丙山 甲雄との間の不動産売買契約締結の件
 第 5 号議案 理事候補者の選任の件
 第 6 号議案 評議員選任の件
 第 7 号議案 令和〇年度第〇回評議員会の招集の件

 (2) 報告事項
 報告事項 1 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事の職務状況報告
9. 議案の経過及びその結果
 寄附行為第〇条の規定に基づき、理事長 甲山 乙男が議長となり、本日の理事会は理事定数 7 名に対して 6 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、理事 堺花子が〇〇〇〇から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

(第 1 号議案；令和○年度事業報告及び令和○年度計算書類等の承認の件)

業務執行理事 松原 天美 から、令和○年度事業報告書(案)、令和○年度計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)について、説明があった。また、監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について、監事 豊中 三郎及び監事 八尾 みなみ から説明があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により令和○年度事業報告書(案)、令和○年度 計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)を承認した。

(第 2 号議案；寄附行為変更の件)

代表業務執行理事 丙山 甲雄から、議案資料「寄附行為変更認可申請書(案)」により、寄附行為変更について説明があった。

審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

(第 3 号議案；理事 堺 花子の学校法人○○理事長への就任の件)

本議案は理事 堺 花子が特別の利害関係を有する理事に該当するため、本議案の審議中、理事 堺 花子との Teams による通信を終了した。

議長より、理事 堺 花子が本年○月○日開催の学校法人○○の理事会において、同法人の理事長に就任する予定である旨の報告があった。同法人の事業内容は、下記のとおり当法人と競合しているため、私立学校法第 40 条により準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項及び寄附行為第○条の規定に基づき、本件兼任の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は、以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 兼任先 | 大阪府○○市○○町 1 丁目 1 番地 1
学校法人○○ |
| 2 主な事業内容 | ○○高等学校の運営 |
| 3 就任期間 | 令和○年○月○日から令和○年○月○日
延長の際は、別途当理事会へ兼任の承認を諮る |
| 4 その他 | (略) |

(第 3 号議案に対する理事の賛否について)

甲山理事、丙山理事、大阪理事及び松原理事は賛成、
岸和田理事は反対、東成理事は議決には不参加
なお、本議案に反対した理事の意見は次のとおり。

・岸和田理事：

(第 4 号議案；理事 丙山 甲雄との間の不動産売買契約締結の件)

第 4 号議案の審議に入る前に理事 堺 花子との Teams による通信を再開し、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認した。また、本議案は理事 丙山 甲雄が特別の利害関係を有する理事に該当するため、本議案の審議中、甲山理事は退席した。

議長より、私立学校法第 40 条により準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項及び寄附行為第○条の規定に基づき、当法人が所有する不動産（土地・建物）を、当法人より理事 丙山 甲雄氏へ売却を行うことについて、取引の内容等について下記のとおり開示し、本件取引の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は以下のとおりとなった。3 分の 2 を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 取引の相手方 | 大阪府○○市○○町 1 丁目 1 番地 1
理事 丙山 甲雄 氏 |
|----------|-------------------------------------|

2	取引内容	土地売買契約
3	契約予定日	令和〇年〇月〇日
4	契約金額	金〇〇円
5	その他	(略)

(第４号議案に対する理事の賛否について)

甲山理事、大阪理事、松原理事及び岸和田理事は賛成、
堺理事は反対、東成理事は議決には不参加
なお、本議案に反対した理事の意見は次のとおり。

・堺理事：

(第５号議案；理事候補者の選任の件)

議長から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、令和〇年〇月〇日をもって
辞任する理事 東成 十郎の後任として茨木 七郎氏を選任することを評議員会に推薦し
たい旨と、同氏の経歴等について説明があった。審議の結果、出席理事全員の賛成により、
本議案は可決された。

(第６号議案；評議員選任の件)

議長から、議案資料「第〇号評議員の選任について」に基づき、欠員となっている評議
員について高槻 八郎氏を選任したいとして、同氏の経歴等について説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。
なお、高槻 八郎氏の任期は、本日より令和〇年度定時評議員会終結時までとなる。

(第７号議案；令和〇年度第〇会評議員会の招集の件)

事務局から、議案資料「令和〇年度定時評議員会招集通知（案）」に基づき、事務局案と
して、定時評議員会を下記のとおり開催したい旨の説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。なお、令和〇年度定
時評議員会の議題及び議案は、別紙のとおり。

日時 令和〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時〇分から午後〇時〇分まで（予定）
場所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会議室

(報告事項１；理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告)

理事会への報告事項として、報告資料に基づき、理事長 甲山 乙男、代表業務執行理事
丙山 甲雄及び業務執行理事 松原 天美から、それぞれの担当職務の執行状況について説
明があった。
出席者から特段の意見・質問はなく、報告は終了した。

(議事録署名人)

全出席理事により、本理事会の議事録に署名する理事として、理事 大阪 太郎及び理事
松原 天美を互選した。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和〇年〇月〇日
議事録署名人

議長	甲山	乙男	㊞
理事	大阪	太郎	㊞
理事	松原	天美	㊞
監事	豊中	三郎	㊞
監事	八尾	みなみ	㊞

2. 評議員会

(1) 評議員会議事録の作成

- 評議員会議事録に記載しなければならない事項は、次のとおりです。
 1. 評議員会が開催された日時及び場所（私立学校法施行規則第23条第3項第1号）
 - ◇ 当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合は、出席方法も記載。
(例) Web 会議形式で参加した場合は、その方法により出席したこと。
 2. 次のいずれかに該当するときは、その旨
 - ① 監事による請求に基づき、評議員会が招集されたこと（同項第2号イ）
 - ② 前記①により請求したものの評議員会招集通知が発せられなかった場合における、監事により評議員会が招集されたこと（同号ロ）
 - ③ 評議員による請求に基づき、評議員会が招集されたこと（同号ハ）
 - ④ 前記③により請求したものの評議員会招集通知が発せられなかった場合における、評議員による評議員会が招集されたこと（同号ニ）
 3. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果（同項第3号）
 4. 決議を要する事項について「特別の利害関係を有する評議員」があるときは、当該評議員の氏名（同項第4号）
 5. 次に示す内容について評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - ① 監事の意見（同項第5号イ、ニ）
 - ② 監事を辞任した者のその旨及びその理由（同号ロ）
 - ③ 法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときにおける、理事から評議員会に提出される議案等に関する監事による調査に関する報告（同号ハ）
 - ④ 学校法人の業務若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあるときにおける、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関する監事からの報告（同号ホ）
 - ⑤ 会計監査人を解任したときにおける、その旨及び解任の理由に関する監事からの報告（同号ヘ）
 - ⑥ 会計監査人の意見（同号ト、リ及びヌ）
 - ⑦ 会計監査人を辞任した者のその旨及びその理由（同号チ）
 - ⑧ 計算書類及び事業報告書の内容に関する評議員会の意見（同号ル）
 6. 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称（同項第6号）
 7. 評議員会議長の氏名（同項第7号）
 8. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（同項第8号）
- 評議員会議事録も、書面又は電磁的記録（文書作成ソフト等を用いた電子ファイル）により作成する必要があります。また、寄附行為のうち「議事録」（評議員会）の規定に基づき整えるとともに、評議員会の日から10年間、事務所への備え置きが必要です。

<作成例（一部抜粋）>

（議事録）

第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

※ 第2項について、議事録の署名担当者を定める場合は次のとおりとしている。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

✓ 評議員会議事録の署名担当者を定めていること。

✓ 寄附行為変更については、評議員の決議事項

1. 日 時 ○○年○○月○○日(○) ○○時○○分
2. 場 所 ○○市○○町○○番地 ○○会議室
3. 評議員定数 8名
4. 出席者 7名
- 評議員 A 田 B 男、C 山 D 雄、E 藤 F 郎、G 坂 I 美、M 本 O 太
J 村 K 子 (Teams による Web 会議システムにより出席)
L 木 N 子 (書面により決議に参加)
- 理事長 甲山 乙男、代表業務執行理事 丙山 甲雄、
業務執行理事 松原 天美
監事 豊中 三郎、八尾 みなみ
会計監査人 池田 四郎
その他 事務局長 豊中 千里、住吉 五郎
5. 欠席者 1名
- 評議員 O 本 Q 三
6. 決議に特別の利害関係を有する理事
なし
7. 議題
- (1) 決議事項
- 第1号議案 寄附行為変更の件
- 第2号議案 令和○年度事業報告及び令和○年度計算書類の件
- 第3号議案 理事選任の件
- (2) 報告事項
- 報告事項 1 監査報告について

- 出席評議員の互選に基づき、評議員 A 田 B 男が議長となった。議長は、本日の評議員会は評議員定数 8 名に対して 7 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、評議員 J 村 K 子が〇〇〇〇から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

代表業務執行理事 丙山 甲雄から、議案資料「寄附行為変更認可申請書(案)」により、寄附行為変更について説明があった。

(第2号議案(諮問事項);令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類の件)

業務執行理事 松原 天美から、議案資料「令和〇年度事業報告書及び令和〇年度計算書類」に基づいて説明があった。

出席評議員から意見はなく、出席評議員全員の賛成により、令和〇年度事業報告書及び令和〇年度計算書類に異議はない旨を決議した。

(第3号議案(決議事項)理事選任の件)

理事長 甲山 乙男から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、令和〇年〇月〇日をもって辞任する理事 東成 十郎の後任として茨木 七郎氏を選任することについて推薦したい旨と、同氏の経歴等について説明があった。

審議の結果、出席評議員全員の賛成により、本議案は可決された。

(報告事項1;監査報告について)

監事 豊中 三郎及び監事 八尾 みなみから、議案資料「令和〇年度監査報告」に基づき、監査の結果を説明した。

出席者から特段の意見・質問はなく、報告は終了した。

(議事録署名人)

全出席評議員により、本理事会の議事録に署名する評議員として、評議員 C山 D雄及び評議員 E藤 F郎を互選した。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

議長	A 田	B 男	㊟
理事	C 山	D 雄	㊟
理事	E 藤	F 郎	㊟
監事	豊中	三郎	㊟
監事	八尾	みなみ	㊟

3. 理事選任機関(理事会又は評議員会を理事選任機関としている場合を除く。)

(1) 理事選任機関議事録の作成

- 理事選任機関の議事録の作成にあたっては、理事会及び評議員会の場合を参考に作成する必要があります。
- なお、理事会又は評議員会を理事選任機関としている場合は、前記 1.又は 2.に基づき作成してください。

(2) 議事録記載例

※ 以下の例に示す学校法人は、理事 2 名及び評議員 3 名により構成された、独立した理事選任機関を設置していることを仮定している。

※ 理事選任機関の名称は「理事選任委員会」としている。

理 事 選 任 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 ○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分

2. 場 所 ○○市○○町○○番地 ○○会議室

3. 構成員定数 5 名

4. 出席者 5 名

理事 甲山 乙男、大阪 太郎

評議員 A 田 B 男、C 山 D 雄

J 村 K 子 (Teams による Web 会議システムにより出席)

その他 事務局長 豊中 千里、住吉 五郎

5. 欠席者 0 名

6. 議題

第 1 号議案 理事選任の件

7. 議案の経過及びその結果

出席評議員の互選に基づき、理事 甲山 乙男が議長となった。議長は、本日の理事選任機関は、構成員定数 5 名に対して 5 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、評議員 J 村 K 子が○○○○から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

(第 1 号議案；理事選任の件)

事務局から、議案資料「理事の選任について」により、理事候補者の経歴等について説明があった。また、寄附行為第○条第○項の規定に基づき、あらかじめ評議員会において意見を聴取したところ、異議はない旨の意見が示されたことについても併せて説明があった。

審議の結果、出席構成員全員の賛成により、本議案は可決された。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和○年○月○日

議事録署名人

議長 甲山 乙男 (印)

理事 大阪 太郎 (印)

評議員 A 田 B 男 (印)

評議員 C 山 D 雄 (印)

評議員 J 村 K 子 (印)

就 任 承 諾 書

学校法人〇〇〇〇学園 理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）
に下記の任期で就任することを承諾します。

〈任期〉

令和〇年〇月〇日 ～ 〇年度の定時評議員会終結時まで

年 月 日
氏 名 〇〇〇〇 ※

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇 様

辞 任 届

私こと一身上の都合により、理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）を辞任いたしたく、以上お届けいたします。

年 月 日
氏 名 〇〇〇〇 ※

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇 様

※署名または記名とする。ただし、設置者の就任事務規定等で他の確認方法を定めている場合は、この限りではない。

履 歴 書

年 月 日現在

ふ り が な

氏 名 現 住 所

(生年月日・年齢)

学歴 昭和 年 月 日 ○○大学○○学部卒業

昭和 年 月 日 ○○大学大学院博士課程修了

職歴 昭和 年 月 日 ○○高校 講師 (まで)

昭和 年 月 日 同 教諭 (まで)

平成 年 月 日 同 教頭 (現在に至る)

令和 年 月 日 ○○学園理事就任 (現在に至る)

賞罰 特になし

【理事が就（重）任する場合】

大阪府教育長

様

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 二 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 三 理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること
- 四 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 五 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

年 月 日

学校法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇 印

※個人別の誓約書は必要なく、理事長、代表執行業務理事、理事の就（重）任に係る誓約書が重複する場合も理事長名にて誓約する1部で構いません。

※「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいいます。

【監事が就（重）任する場合】

大阪府教育長

様

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年 月 日

学校法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇 ⑩

※「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいいます。

【評議員が就（重）任する場合】

大阪府教育長

様

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第62条第1項及び第2項に該当しない者であること
- 二 私立学校法第62条第3項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 四 私立学校法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと
- 五 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないこと
- 六 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと

年 月 日

学校法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇 印

※「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいいます。

※私立学校法第62条第3項第2号に掲げる者の該当がない場合は、「私立学校法第62条第3項各号」は「私立学校法第62条第3項第1号」と変更することができます。

【会計監査人が就（重）任する場合】

大阪府教育長

様

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各会計監査人について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第81条第3項各号に該当しない者であること

年 月 日

学校法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇 印

【校長変更届の場合】

大阪府教育長

様

学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

学校法人〇〇〇〇

〇〇学校校長 〇〇 〇〇 ⑩

(様式自由)

事務担当者連絡票

項目		記載欄
学校法人 に関する 事項	学校法人名	
	所在地（郵便番号）	
	所在地（住所）	
	代表者（理事長等）氏名	
事務担当者 に関する 事項	担当者氏名	
	役職名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	電子メールアドレス	

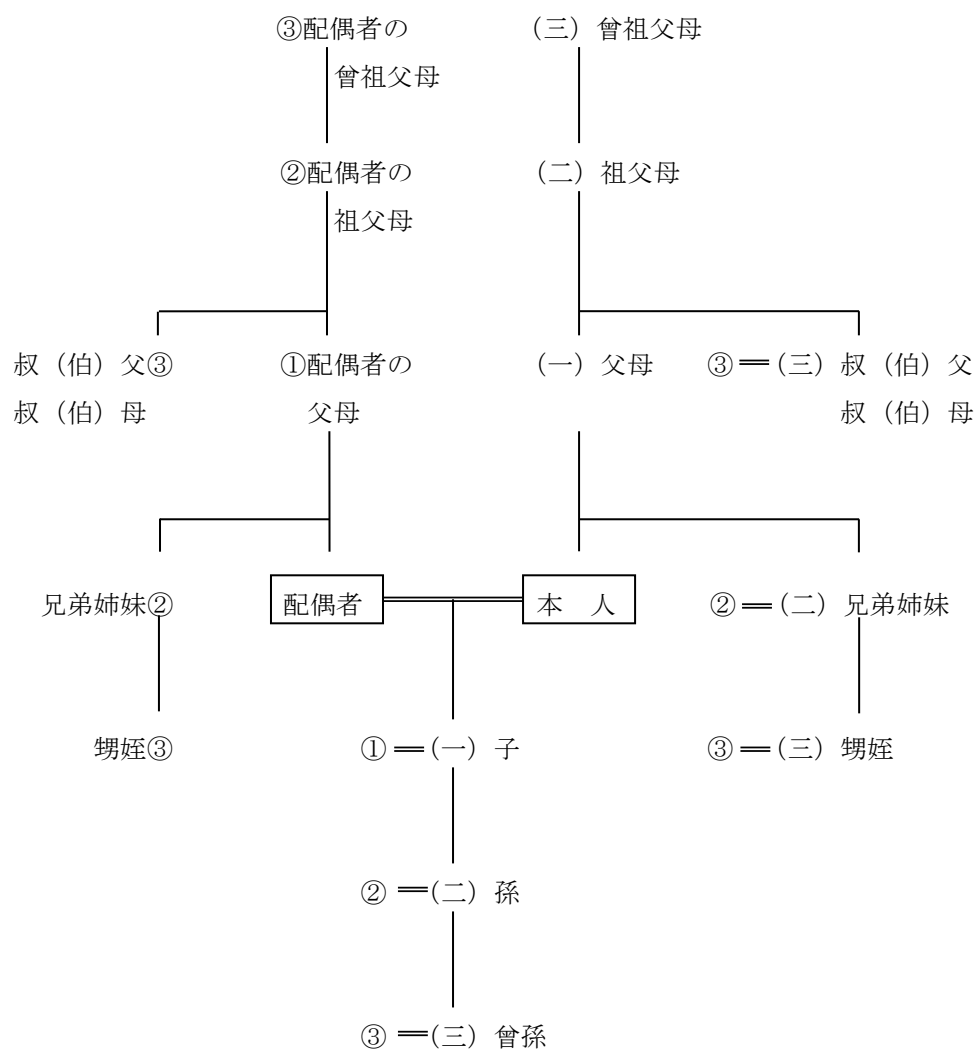
※本様式はあくまで参考であり、事務担当者連絡票には、担当者氏名、役職名、電話番号、メールアドレス等を記載すること。

〔参考資料〕

〔特別利害関係〕 私立学校法施行規則第 12 条参照

1. 当該者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
2. 当該者の使用人
3. 当該者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
4. ②③に掲げる者の配偶者
5. ①～③までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

三親等以内の親族の範囲



(注) 血族 (一) ～ (三)
姻族 ① ～ ③